

住居手当に関する規則及び単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年9月30日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第18号

住居手当に関する規則及び単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

(住居手当に関する規則の一部改正)

第1条 住居手当に関する規則(昭和49年香川県教育委員会規則第28号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(適用除外職員) 第2条 略</p> <p>(1) 国、地方公共団体、<u>沖縄振興開発金融公庫</u>若しくは国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)第9条の2各号に掲げる法人又はその他特別の法律により設置された法人で教育委員会が人事委員会に協議して定めるものから貸与された職員宿舎に居住している職員</p> <p>(2) 略</p>	<p>(適用除外職員) 第2条 条例第22条の2第1項第1号の教育委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 国、地方公共団体、<u>公庫の予算及び決算に関する法律(昭和26年法律第99号)第1条に規定する公庫</u>若しくは国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)第9条の2各号に掲げる法人又はその他特別の法律により設置された法人で教育委員会が人事委員会に協議して定めるものから貸与された職員宿舎に居住している職員</p> <p>(2) 略</p>

(単身赴任手当に関する規則の一部改正)

第2条 単身赴任手当に関する規則(平成2年香川県教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(権衡職員の範囲等) 第5条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>沖縄振興開発金融公庫</u>又は国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)第9条の2各号に掲げる法人に使用される者</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(権衡職員の範囲等) 第5条 条例第22条の4第3項の人事委員会に協議して教育委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>公庫の予算及び決算に関する法律(昭和26年法律第99号)第1条に規定する公庫</u>又は国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)第9条の2各号に掲げる法人に使用される者</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>2・3 略</p>

附 則

この規則は、平成20年10月1日から施行する。